日時・期間　所場所　対対象　定定員　¥費用（記載がない場合無料）　他その他　申申し込み・応募方法　問問い合わせ先
市役所への郵送は、〒525-8588 草津市役所（課名など）　☎・FAX市外局番は「077」

すべての人を大切にするまちに

こどもの権利とヤングケアラー

問 人権センター
（大路二、キラリエ草津３階）
☎563-1177、FAX563-7070

こどもの権利

「児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する」

これは、こどもの基本的人権を国際的に保障するため、平成元（1989）年に国連総会で採択された「子どもの権利条約」第2条に示された条文です。この条約は、こども（18歳未満）を「権利をもつ主体」と位置付け、大人の責任と義務が定められています。そして、令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行されました。同法は、この条約の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしています。こども施策を社会全体で推進することを目的に制定され、一人の人間としてもつ権利や成長過程に必要な平等に教育や福祉を受ける権利など施策を行う上で守られるべき6つの基本理念が掲げられています。しかしながら、令和6（2024）年のこども家庭庁の条約等の認知度等調査によると、中学生の57％、高校生の33％、大人の47％が「子どもの権利条約」を、中学生の61％、高校生の43％、大人の43％が「こども基本法」を聞いたことがないと答えています。こどもの権利の尊重は、社会全体の理解と実践が不可欠ですが、こどもの権利に関する条約や法律の認知は高くないのが現状です。

こどもを取り巻く現状とヤングケアラー

現在、こどもを取り巻く状況は、少子高齢化や核家族化、地域社会のつながりの希薄化、経済的な格差などにより、地域での見守りの減少、さまざまな経験や進学の機会が制限されるなどの問題が生じています。その一つがヤングケアラーです。

ヤングケアラーとは、家族の介護や日常生活の世話を過度に行い、こどもとしての成長や若者の自立に必要な時間を奪われ、身体的・精神的負荷がかかっているこどもや若者を指します。

この問題の特徴として、本人や家族がヤングケアラーである自覚につながりにくいことが挙げられます。幼少期から日常的にケアをしているため、負担を認識しづらいのです。家族の力になりたいというこどもの気持ちは大切にしたいですが、こども自身の世界を狭めてしまうことになるのではないでしょうか。

ヤングケアラーの問題は、家庭内のデリケートな問題です。周囲が家族に対して批判すると、家族が孤立してしまったり、こどもの心理的負担が増大してしまったりすることにより、こどもがその状況を隠そうとし、実態把握が難しくなります。こうした状況にならないためには、教育や就労支援といった、ケアラーが自らの人生を歩み出すためのサポートが必要です。

私たちにできることは

家庭がどのような状況であっても、否定や個人の責任を問うのではなく、社会全体で支え合えるよう周囲の意識を変えていくことも大切なのではないでしょうか。

すべてのこどもが夢や希望を諦めない幸せな生活が送れるように、こどもたちの最善の利益を第一に考えた取り組み、社会システムの構築が、ヤングケアラー問題の解消につながるといえるでしょう。

令和７年 国勢調査

人口等基本集計結果（確定値）が公表されました。確定値は次のとおりです。

問 企画調整課（７階）☎561-2320、FAX561-2489

令和７年（確定値）結果		令和２年との比較		
		令和２年結果	増加数	増加率
人口総数	148,660人	143,913人	4,747人	3.3％
男性	74,744人	72,646人	2,098人	2.9％
女性	73,916人	71,267人	2,649人	3.7％
世帯数	70,678世帯	66,944世帯	3,734世帯	5.6％

※令和７年10月１日現在

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2015年９月に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」を理念とする、国際社会共通の目標です。先進国と途上国が一丸となって、目標の達成をめざします。市でも第６次総合計画で、SDGsの視点を踏まえたまちづくりを進め、広報くさつでは、該当する記事にアイコンを表示します。

11月８日㊐はいい歯の日

歯とお口の健康は、全身の健康と関係し、健全な食生活や生活の質の向上につながり、健康寿命の延伸に欠かせないものです。

問 健康増進課（２階）☎561-2323、FAX561-0180

何でも相談できる「かかりつけ歯科医院」を持ちましょう

赤ちゃんから高齢者まで、生涯を通じた切れ目のない口腔ケアに取り組みましょう！

乳幼児期（５歳まで）
おやつは時間と量を決め、だらだら食べないようにしましょう

学齢期（６～17歳）
お口の大切さについて学び、食生活や生活習慣を整えましょう

成人期（18～64歳）
全身の健康に影響を及ぼす歯周病や虫歯を予防するため、定期歯科検診を心掛けましょう

高齢期（65歳～）
よくかみ、お口の体操も心掛け、かむ力を維持するために、必要に応じて治療しましょう

専門の先生からのコメント

口腔ケアは、虫歯や歯周病の予防だけでなく、全身の健康維持にも深く関わっています。歯周病は糖尿病や心疾患などとの関連が指摘されており、高齢者では誤嚥性肺炎や低栄養予防にも重要です。よくかんで食べ、会話を楽しみ、健康な生活を続けるためには、毎日のケアと定期的な歯科受診が欠かせません。口腔ケアは、全ての世代の健康を支える大切な習慣です。

（一社）草津栗東守山野洲歯科医師会
草津地区担当理事
伊庭歯科医院
院長 伊庭（いば） 徹也（てつや）さん

11月14日㊏は世界糖尿病デー

世界糖尿病デーは、平成３（1991）年に制定され、平成18（2006）年に国連により公式に認定されました。

問 健康増進課（２階）☎561-2323、FAX561-0180

運動習慣を身に付けよう　BIWA-TEKU
健康レシピを紹介　草津・たび丸 Kitchen

食事・運動・体重管理・禁煙など生活習慣の改善がカギ！

1 バランスの取れた食事
１日３食規則正しく食べましょう

2 適度な運動
日常生活の中で体を動かす機会を増やしましょう

3 体重管理
肥満を避けることが、糖尿病予防につながります

4 禁煙
喫煙は糖尿病のリスクを増加させます

専門の先生からのコメント

糖尿病は、インスリンが十分に働かなくなるために血液中の糖（血糖）が慢性的に高くなる病気で、自覚症状が分かりにくいのが特徴です。進行すると、喉が渇く、尿の量や回数が増える、疲れやすい、体重が減るなどの症状が現れます。原因の多くが２型糖尿病で、遺伝的な影響に加えて、食べ過ぎや運動不足、肥満などの影響でも発症しやすくなります。糖尿病は進行すると、網膜症や腎臓、神経障害の「三大合併症」や、心筋梗塞や脳卒中などの「動脈硬化症」になる恐れがあるため、早期発見や早期治療が重要です。食事や運動といった生活習慣を見直すことや、病状に応じて薬（内服薬やインスリン注射など）を処方することもあります。健康診断を積極的に受けて、近くの病院を受診しましょう。

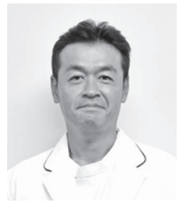

社会医療法人誠光会
淡海医療センター
糖尿病センター・
糖尿病分泌内科
センター長 関根（せきね） 理（おさむ）さん